

海事振興連盟規約

(名称) 第一条 本連盟は海事振興連盟と称する。
(所在地) 第二条 本連盟は事務所を東京都千代田区に置く。

(目的) 第三条 本連盟は会員相互の意志疎通を図り、海運・造船・港運・倉庫等海事産業に関する諸対策の検討ならびにこれが振興を期すとともにわが国海事産業の発展に貢献することを目的とする。

(事業) 第四条 本連盟は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。
一 海運・造船・港運・倉庫等海事産業の諸問題の調査研究およびこれら対策の協議
二 政府ならびに国会に対する諸対策の広報ならびに関係諸団体との連絡協調
三 その他本連盟の目的達成に必要な調査研究

(会員) 第五条 会員は本連盟の趣旨に賛同する次に掲げる者とする。

- 1 国會議員を第一号会員とする。
- 2 各種関係団体等を第二号会員とする。
- 3 学識経験者を第三号会員とする。
- 2 以上の外、本連盟の趣旨に賛同し、本連盟への入会を希望する者を理事会の承認を得て賛助会員とすることができる。
- 3 本連盟の入会ならびに退会は会長に届け出るものとする。
- (会費) 第六条 会費は次の通りとし、一口以上納めるものとする。
 - 1 第一号会員 一口月額金三百円
 - 2 第二号会員 別に定める。
 - 3 第三号会員 一口月額金三百円
- (役員) 第七条 本連盟に次の役員を置く。
 - 1 会長 一名
 - 2 副会長 若干名
 - 3 理事 二百五十名以内 (若干名を常任理事とする)
 - 4 監事 四名以内
 - 5 事務総長 一名
 - 6 専務理事 若干名
- (役員の選任) 第八条 役員は次により選任する。
 - 1 理事および監事は会員中から互選したものを総会において選任する。ただし監事については、総会が必要と認めるときは、会員以外の者から選任することができる。
 - 2 常任理事は、常任理事会を組織し、理

- 3 常任理事は理事会において互選する。
- 4 常任理事は理事会において互選する。
- 5 事務総長および専務理事は会長の指名により選任する。
- 6 本連盟の入会ならびに退会は会長に届け出るものとする。
- 7 第二号会員の中から選任された役員(副会長、理事・監事および常任理事)が団体および会社の都合で選任された立場を離れ役員を退任するときは、その後任者が交替した時点で前任者と同じ役員に就任するものとする。この場合、次の総会において追認を得るものとする。
- (役員の職務) 第九条 役員は次の職務を行なう。
 - 1 会長は、本連盟を代表し、会務を総理する。
 - 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは予め定められた順位によって、その職務を行なう。
 - 3 理事は理事会を組織し、本連盟運営上重要な基本的事項を審議決定する。
 - 4 監事は、本連盟の会計および業務の状況を監査する。監事は理事会に出席することができる。

事会の委任を受けて本連盟運営上の重要事項を執行する。

六 事務総長は、会長を補佐し、その命を受けて連盟業務を掌理する。

七 専務理事は、事務総長を補佐し、その命を受けて業務を掌理し、事務総長事故あるとき、または欠けたときはその職務を行なう。

(役員の任期)

第十条 役員の任期は一年とする。ただし再任を妨げない。

2 補充された役員の任期は他の役員の残任期間とする。

(顧問等)

第十一条 当連盟に次の顧問を置く。

一 名誉顧問は、会員であつて、内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長および政党首（衆議院議員に十回以上当選した者に限る。）ならびにこれらの経験者を会長が委嘱する。名誉顧問は本連盟の重要な問題に関し意見を述べるものとする。

二 最高顧問は、会長経験者を会長が委嘱する。最高顧問は、会長の諮問に応じて本連盟運営上の重要な問題に関して意見を述べるものとする。

三 顧問は、当連盟副会長経験者を会長が委嘱する。顧問は会長の諮問に応じて意見を具申するものとする。

顧問の任期は次の通りとする。

2

一 名誉顧問は国会議員在職中とする。

二 最高顧問は終身とする。

三 顧問は、委嘱後四年間とする。

(会議)

第十二条 会議は総会と役員会とする。

2 役員会は理事会、常任理事会および正副会長会議とする。

会議は会長が招集する。

4 会議の議長は会長がこれに当たる。

5 会議は、構成員の過半数の出席がなければ、会議を開き議決することができない。

6 会議の議事は、出席会員の過半数を以つて決する。可否同数のときは議長がこれを決する。

7 会議の議事は議事録を作成する。

(総会)

第十三条 総会は通常総会と臨時総会とする。

2 通常総会は毎年一回開催し、臨時総会は会長が必要と認めたとき招集する。

3 会長は会員の五分の一以上の会員から請求があつたときは三十日以内に臨時総会を招集しなければならない。

4 次に掲げる事項は、総会の決議を得るものとする。

昭和四十四年八月一日 施行

昭和五十四年七月十九日 一部改正

平成三年九月五日 一部改正

平成四年六月三日 一部改正

平成五年九月二十九日 一部改正

平成六年十月十三日 一部改正

平成九年十二月四日 一部改正

平成十三年十一月十四日 一部改正

(事務局)

第十四条 本連盟に事務局を設ける。事務局に関する規定は、理事会の審議を経てこれを定める。

2 事務局に業務の運営に参画するため参与を置くことができる。参与は会長が委嘱する。

(会計)

会議は会費、寄付金を以つてこれに充てる。

2 本連盟の会計年度は毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日までとする。

(規約の変更)

第十六条 この規約は、総会において出席者の三分の二以上の議決を得なければ変更することができない。

(雑則)

第十七条 本規約に定めるもののほか必要な規定は理事会の審議を経て会長が別にこれを定める。